

6. 両県の防災体制

■長野県

【表 13】

レベル	体 制	
	長野県	木曽町
レベル1 [活火山であることに留意]	【通常体制】 ・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など） ・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき ○本庁：人員増強 ○木曽地域振興局：状況により参集	【通常体制】 ・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など） ・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき ○総務課：防災担当職員 ○開田支所：防災担当職員 ○三岳支所：防災担当職員
レベル2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○本庁：危機管理部職員等 ○木曽地域振興局：防災担当	【準備体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：全職員 ○三岳支所：全職員
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・火口周辺規制の実施 ・住民観光施設等への広報
レベル3 [入山規制]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○木曽地域振興局：防災担当	【警戒体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：全職員 ○三岳支所：全職員
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・入山規制の実施 ・観光客等の避難誘導 ・住民、観光施設等への広報 ・避難所開設準備
レベル4 [高齢者等避難]	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部木曽地方部設置 ○現地災害対策本部設置（全庁体制）	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置（開田支所及び三岳支所全員体制）
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・高齢者等避難の発令（要配慮者避難） ・避難所運営 ・住民、観光施設等への広報
レベル5 [避難]	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部木曽地方部設置 ○現地対策本部設置（全庁体制）	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置（開田支所及び三岳支所全員体制）
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難指示の発令（住民避難） ・避難所運営 ・避難者誘導

レベル	体 制	
	王滝村	上松町
レベル1 〔活火山であることに留意〕	【通常体制】 ・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など） ・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき ○総務課：防災担当職員	【通常体制】 ・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき ○防災担当職員は状況により参集
レベル2 〔火口周辺規制〕	【準備体制】 ○総務課全職員及び関係職員	【準備体制】 ○総務課長、防災担当職員
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・火口周辺規制の実施 ・住民観光施設等への広報	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集
レベル3 〔入山規制〕	【警戒体制】 ○総務課全職員及び関係職員	【警戒体制】 ○総務課長、防災担当職員 ○関係職員は状況により参集
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・入山規制の実施 ・観光客等の避難誘導 ・住民、観光施設等への広報 ・避難所開設準備	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・住民、観光施設等への広報
レベル4 〔高齢者等避難〕	【非常体制】 ○火山災害警戒本部設置	【非常体制】 ○火山災害警戒本部設置
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・高齢者等避難の発令（要配慮者避難） ・避難所運営 ・住民、観光施設等への広報	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・融雪型火山泥流に対する噴火情報が発表された旨を住民、観光施設等へ広報 ・噴火が発生した場合、警戒区域パトロール実施
レベル5 〔避難〕	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難指示の発令（住民避難） ・避難所運営 ・避難者誘導	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・融雪型火山泥流に対する噴火情報が発表された旨を住民、観光施設等へ広報 ・噴火が発生した場合、警戒区域パトロール実施

レベル	体 制		
	岐阜県	高山市	下呂市
レベル1 [活火山であることに留意]	【通常体制】 ・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など） ・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき ○本庁：人員増強 ○飛騨県事務所：状況により参集	【通常体制】 ・何らかの異常現象が発生した場合は【準備体制】へ移行	【通常体制】 ・気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表されたとき ○状況により参集
レベル2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○本庁：危機管理部職員等 ○飛騨県事務所：防災担当	【準備体制】 ○危機管理課：防災担当等 ○朝日・高根支所：防災担当等	【準備体制】 ○危機管理課：2名 ○小坂地域振興課：2名（休日夜間は宿・日直対応）
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・火口周辺規制の実施 ・住民観光施設等への広報	
レベル3 [入山規制]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○火山災害警戒本部飛騨支部設置 ○現地警戒本部設置（各防から必要な要員招集）	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○危機管理課：全職員 ○朝日・高根支所：全職員（各防から必要な要員招集）	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○市長公室：全職員 ○小坂地域振興課：全職員（各防から必要な要員招集）
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・入山規制の実施 ・観光客等の避難誘導 ・住民、観光施設等への広報 ・避難所開設準備	
レベル4 [高齢者等避難]	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部飛騨支部設置 ○現地災害対策本部設置（全庁体制）	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置（全庁体制）	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置（全庁体制）
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・高齢者等避難の発令（要配慮者避難） ・避難所運営 ・住民、観光施設等への広報	
レベル5 [避難]	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部飛騨支部設置 ○現地災害対策本部設置（全庁体制）	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置（全庁体制）	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置（全庁体制）
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難指示の発令（住民避難） ・避難所運営 ・避難者誘導	